

給食施設変更届の記入要領

施設の設置者の住所	当該施設を設置している者の住所を記入する。 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
施設の設置者の氏名	当該施設を設置している者の氏名を記入する。 (法人にあつては、その名称及び代表者名) 【例】 社会福祉法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇
1 施設名	給食施設の正式名称を記入する。
2 変更の事項	<u>変更した事項のみ</u> 変更前、変更後の内容を記入する。
1 給食施設の名称	給食施設の名称を記入する。
2 給食施設の所在地	給食施設の所在地を記入する。
3 施設の設置者氏名及び住所	当該施設を設置している者の住所及び氏名を記入する。 【例】 代表者名の変更 (変更前) 理事長〇〇〇 → (変更後) 理事長●●● ※ 首長が設置者である場合、選挙等で変更があつても届出は不要とする。 ※ 設置者の経営主体が変わつた場合は「廃止届」を提出したのち、「開始届」を提出する。
4 給食施設の種類	各施設の定義については下記を参照
5 1日の予定給食数	予定数が決まっている施設については、その食数を記入する。 予定数が決まっていない施設については平均食数を記入する。
6 管理栄養士及び栄養士の員数	管理栄養士、栄養士数(管理栄養士、栄養士として施設が雇用している者のうち、常勤の専任、常勤の併任で当該施設を主たる勤務場所とし、当該施設における勤務時間が勤務全体の1/2以上を占めている員数)に変更のあつた場合に届出を行う。 ※ 育休等、期限が限定された臨時的任用職員へ変更した場合は省略することができる。

各給食施設の定義

(1) 学校

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条第1項に規定する各種学校。なお、「学校給食センター」(学校教育法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する学校給食共同調理場)及び幼稚園型認定こども園についても含まれる。

(2) 病院

医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院。

(3) 介護老人保健施設

介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設。

(4) 介護医療院

介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第29項に規定する介護医療院。

(5) 老人福祉施設

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する施設。

(6) 児童福祉施設

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する施設及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの。なお、幼保連携型認定こども園もこれに含まれる。

(7) 社会福祉施設

生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項及び売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する施設並びに社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの。

(8) 矯正施設

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)並びに少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号)に規定する少年鑑別所。

(9) 寄宿舍

学生又は労働者を寄宿させる施設。

(10) 事業所

労働基準法(昭和22年法律第49号)別表1に規定する事業所又は事務所。

(11) 一般給食センター

特定した施設(複数の場合も含む)に対して継続的に食事を供給している施設であって、前記「学校」から「事業所」までに該当しないもの

(12) その他

(1)から(11)以外の施設。なお、有料老人ホーム、高齢者住宅もこれに含まれる。